

（仮称）白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階環境配慮書
に対する和歌山県知事意見

本事業は、和歌山県日高郡日高川町及び有田郡広川町において供用中の「白馬ウインドファーム」（総出力 30,000kW、定格出力 1,500 kW の風力発電設備 20 基）の既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力 3,000～4,000kW 級の風力発電設備 8～11 基程度に建て替える事業である。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本更新事業では多数の風力発電設備の撤去及び大型化した風力発電設備の新規設置等の工事に伴い、地域社会の環境への影響が懸念されるところでもある。

事業実施想定区域の近傍・周辺には多数の住居及びその他環境の保全についての配慮が必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しているが、本配慮書においては、広範囲の事業実施想定区域のみを示していることから、事業実施想定区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）のあり方次第では、騒音・低周波音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。また、事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの生息地が確認されているほか、事業実施想定区域及びその周辺は鳥類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、鳥類への重大な影響が懸念される。

「白馬ウインドファーム」は平成 22 年 3 月から運転開始しており、その設置前に実施した自主的な環境アセスメント及び維持管理時における騒音やバードストライク等の調査結果（以下「自主調査結果」という。）を活用することで、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、既設の風力発電設備と比べ環境影響を低減することが可能であると考えられる。しかし、本配慮書においては、自主調査結果を事業実施想定区域や風力発電設備等の配置等の設定の検討には僅かしか活用できていない。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、自主調査結果から得られた知見等も十分に活用して、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、自主調査結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。また、事業実施想定区域からの絞り込みの際には、環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

事業実施想定区域及びその周辺において点在する天然林については、極力改変を回避すること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が供用中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集

や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2 (1)、(2) 及び (3) により、騒音・低周波音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 各論

(1) 騒音・低周波音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近傍・周辺には住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音・低周波音等による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音・低周波音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近傍・周辺には住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカの生息地が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) その他

ア 方法書以降の環境影響評価図書は広く公表し、様々な方面から意見を聴取することを踏まえ、一般にもわかりやすいものとする。

イ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。

ウ 方法書以降の手続については、単に既公表の環境影響評価図書（前例）等に基づき機械的に実施するというのではなく、地域特性や事業特性を十分把握し、地域の実態に即した調査、予測及び評価を実施すること。

エ 環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。

3 関係地方公共団体である町長の環境の保全の見地からの意見

このことについては別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して方法書に反映させること。

広企第39号
令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

広川町長 西岡 利記

(仮称)白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

平成31年4月26日付け環生第04220002号でご依頼のありました標記について、別紙のとおり回答致します。

連絡先

広川町役場企画政策課

担当：芝

電話：0737-23-7731(直通)

白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階配慮書に対する環境保全の見地からの意見（広川町）

担当部署	企画政策課	総務課庶務班
連絡先	0737-23-7731	0737-23-7732
(1) 所管する法令等に関する記述（規制の内容等）が適切であるか	適切である。	
(2) 引用している資料及びその内容が適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ P3-129 (b) 広川町長期総合計画を広川町地方創生総合戦略に変更して下さい。（別紙のとおり） ・ P3-139 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧中番号311について、遺跡名欄「津兼王子跡」から「河瀬王子跡」へ、時代欄「平安」から「中世」へ修正して下さい。 	
(3) 特に必要な環境への配慮が計画されているか		
(4) 配慮書（概ね文献調査によって作成）に記載されていない地域特有の環境配慮すべき情報		
(5) 事業の実施にあたり必要な法令手続き（環境保全に係る法令に限らない）その他事業者伝えておくべき事項	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における溶接の火花、喫煙場所の厳守等火気管理の徹底をして下さい。 ・ 変電、蓄電地設備等の設置、変更があれば、法令に基づき所轄消防本部へ届出して下さい。

広川町は、平成 27 年度に広川町地方創生総合戦略「稻むらの火のまち創生総合戦略（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定した。

広川町の偉人 濱口梧陵翁の行いと思想、志を学びそれを具現化すべく、行政と住民が協働する事により、未来に向かって発展するまちづくりに取り組む。

その実現のため、5つの基本目標を設定している。

1. 基本目標 1 「梧陵翁の意を継ぎ雇用を創出する」
 - ①雇用の創出と充実
 - ②農林水産業の振興
 - ③商工観光業の振興
2. 基本目標 2 「梧陵翁の意を継ぎみんなを故郷に留める」
 - ①交通機関や道路の整備
 - ②住環境の整備と住宅地の開発
 - ③ライフラインの充実
 - ④循環型社会の形成
 - ⑤町の魅力の情報発信
3. 基本目標 3 「梧陵翁の意を継ぎ子供たちを育む」
 - ①子育て支援の推進
 - ②特色ある教育の推進と青少年健全育成の推進
4. 基本目標 4 「梧陵翁の意を継ぎ故郷を守る」
 - ①災害対策の充実
 - ②消防・救急体制の充実
 - ③防犯対策・消費者保護の推進
 - ④健康づくり推進と医療の充実
 - ⑤高齢者の生活、障害のある人の福祉の充実
5. 基本目標 5 「梧陵翁の意を継ぎ協働の故郷を築く」
 - ①コミュニティ活動の活性化と住民参画・協働の推進

②社会教育の推進

③芸術、文化活動の推進と歴史財産の保護・保全・継承

白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階配慮書に対する環境保全の見地からの意見（広川町）

担当部署	教育委員会	産業建設課建設班
連絡先	0737-23-7795	0737-23-7762
(1) 所管する法令等に関する記述（規制の内容等）が適切であるか	/	/
(2) 引用している資料及びその内容が適切であるか	/	/
(3) 特に必要な環境への配慮が計画されているか	/	/
(4) 配慮書（概ね文献調査によって作成）に記載されていない地域特有の環境配慮すべき情報	/	/
(5) 事業の実施にあたり必要な法令手続き（環境保全に係る法令に限らない）その他事業者伝えておくべき事項	特になし。	特になし。

白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階配慮書に対する環境保全の見地からの意見（広川町）

担当部署	産業建設課庶務管理班	産業建設課産業班
連絡先	0737-23-7763	0737-23-7764
(1) 所管する法令等に関する記述（規制の内容等）が適切であるか	/	適切であると思われる。
(2) 引用している資料及びその内容が適切であるか	/	適切であると思われる。
(3) 特に必要な環境への配慮が計画されているか	/	計画されているものと思われる。
(4) 配慮書（概ね文献調査によって作成）に記載されていない地域特有の環境配慮すべき情報	/	特になし。
(5) 事業の実施にあたり必要な法令手続き（環境保全に係る法令に限らない）その他事業者に伝えおくべき事項	特になし。	・森林法に係る保安林指定の解除と林地開発許可申請について、手続き願います。（県窓口）

白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階配慮書に対する環境保全の見地からの意見（広川町）

担当部署	住民生活課住民環境班	住民生活課保健福祉班
連絡先	0737-23-7714	0737-23-7724
(1) 所管する法令等に関する記述（規制の内容等）が適切であるか	適切であると思われる。	
(2) 引用している資料及びその内容が適切であるか	適切であると思われる。	
(3) 特に必要な環境への配慮が計画されているか	計画されていると思われる。	
(4) 配慮書（概ね文献調査によって作成）に記載されていない地域特有の環境配慮すべき情報	特になし。	
(5) 事業の実施にあたり必要な法令手続き（環境保全に係る法令に限らない）その他事業者に伝えおくべき事項	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</p> <p>2. 工事中、操業時に周辺住民などの健康、生活環境の保全及び公害（騒音、振動、粉塵、反射光など）に十分配慮し、付近住民から苦情が寄せられた場合又は事故等が発生した場合は、速やかに対策を講ずること。</p> <p>3. 事業終了時の跡地の利用、風車及びそれに付随する施設の撤去について地元住民及び関係者に説明し、了解を得て適正に処分を確保すること。</p> <p>4. 行政指導には、誠意をもって実行するとともに関係住民及び地元代表者等との意見の疎通を図り、十分尊重すること。</p> <p>5. 事業の実施にあたり、地元区長長の同意書を得ること。</p>	

白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階配慮書に対する環境保全の見地からの意見（広川町）

担当部署	税務課税務班	広川町水道事務所
連絡先	0737-23-7734	0737-63-5331
(1) 所管する法令等に関する記述（規制の内容等）が適切であるか	/	/
(2) 引用している資料及びその内容が適切であるか	/	<p>P3-83 普及率について63.4%から98.2%へ訂正願います。 4,608人（現在給水人口）÷4,691人（給水区域内人口）=98.2%</p>
(3) 特に必要な環境への配慮が計画されているか	/	/
(4) 配慮書（概ね文献調査によって作成）に記載されていない地域特有の環境配慮すべき情報	/	/
(5) 事業の実施にあたり必要な法令手続き（環境保全に係る法令に限らない）その他事業者伝えおくべき事項	特になし。	特になし。

日総政第 571号
令和 1年5月24日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

日高町長 松本 秀司

(仮称)白馬ウインドファーム更新事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

平成31年4月26日付環生第04220002号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

本事業に係る計画段階配慮書は更新事業であり、概ね妥当と判断しますが、環境影響評価を行う過程において、以下のとおりご留意願います。

(1) 安全対策について

更新に伴い、既設よりも大きい規格の風力発電機が新たに設置されるため、事業実施にあたっては、十分な安全対策及び災害対策等の対応を行うこと。特に、配慮が特に必要な施設として「内原保育所」が事業実施想定区域から最短で2.4km程度の距離に位置するので、事業に起因する騒音・振動・低周波音等による健康被害が出ないように、調査・予測し十分配慮するとともに、住民に対して理解を得られるよう丁寧に説明を行うこと。また、苦情が発生した場合は迅速かつ誠意をもって対応すること。

(2) 公害対策について

風力発電施設建設に伴う造成工事により土砂流出や濁水発生、大気汚染、臭気等の可能性が考えられるため、国が示す指針値および最新の知見に基づいた適切な調査・予測を行い、生活環境に被害を及ぼすことのないよう対策方法を検討すること。また、電波の遮へいおよび電磁波ノイズの発生による電波障害について、発生を防ぐために計画段階で調査、検討を行うとともに、発生した場合の解決方法を明確にしておくこと。

(3) 環境について

事業実施にあたって生態系に与える影響について、調査や知見等の収集に努めること。また、食料や住処を失った動物による住居への侵入および田畑への被害といった鳥獣被害も考えられるため、十分な調査、検討を行うこと。

(4) その他

上記以外にも、項目および手法に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目および手法などを見直すとともに、追加的に調査、予測および評価を行うなど適切に対処すること。

日 川 企 第 1 0 5 号
令和元年 5 月 2 4 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

日高川町長 久留米 啓史

「(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業」に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成 3 1 年 4 月 2 6 日付環生第 04220002 号で照会のあった件について、下記のとおり
回答します。

記

・地元住民の理解について

事業実施にあたっては、周辺地域の住民や土地所有者（以下「地域住民等」という。）の理解が不可欠であることから、地域住民等の意向を十分に配慮し、安全対策及び災害対策等の対応を行うこと。

・景観について

事業実施想定区域は、白馬山脈の西側に位置し自然豊かな地域であることから、眺望景観については、重大な影響を回避又は低減するよう調査及び検討を行うこと。

・工事の実施について

風力発電施設の撤去工事及び新設工事により土砂流出や濁水発生の可能性が考えられるため、適切な調査及び予測を行い、対策方法を検討すること。また、大型部品の運搬及び工事車両の通行について、ルート of 安全対策を十分講じること。

・騒音等について

風力発電施設の撤去工事及び新設工事、また施設稼働時に係る騒音・振動等が周辺の公共施設や住居等に及ぼす影響を回避又は低減させるよう風力発電施設の配置及び機種等について、十分検討すること。また、騒音等の人への影響については、個人差があり未解明な部分も多いことから、国が示す指針値及び最新の知見に基づいた適切な方法により調査及び予測を行うこと。

・生態系について

事業実施想定区域には保安林が含まれており事業実施によって改変されることにより、生息・生育環境が変化する可能性があるため、環境保全について重大な影響を回避又は低減するよう十分に調査及び検討すること。

【住民課】

1. 施設建設及び事業実施において、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気等により、住民の健康、財産、農作物、畜類等に被害を及ぼすことのないよう、生活環境に十分配慮し、地域住民や地権者の理解のもと、計画立案に取り組むこと。

【建設課】

1. 事業計画地内並びに隣接地において、本町が管理をする町道並びに法定外公共物（里道・水路）がある場合、下記の手続きをとること。

① 町道から工事車両等が進入する場合、町道占用許可又は工事施工承認等必要な許可手続きをとること。

② 法定外公共物を使用する場合、法定外公共物使用許可等必要な手続きをとること。

2. 事業計画地内並びに隣接地に法定外公共物（里道・水路）がある場合、事業完了後に現地にこれらを復元すること。なお、これらの手続きについては建設課と十分協議をすること。

3. 工事期間中又は工事完了後も町道並びに法定外公共物に土砂・流木等が流れ込まないよう対策を講じること。なお、これらが発生した場合は、建設課の指示に従い対応すること。

4. ダンプトラック等工事用車両の通行により、道路の構造物、道路標識、安全対策施設、占有物件等に損傷を与えた場合は、直ちに建設課に連絡を行い、その指示に従うこと。

なお、舗装復旧については、全面復旧を原則とする。

5. 工事期間中、泥並びに埃が発生し町道の通行に支障をきたすことがないように、十分な対策を講じること。なお、建設課から指示があった場合はその指示に従うこと。

6. 工事期間中、町道を工事用車両が通行する場合には交通安全に十分注意すること。

7. 日高川漁業協同組合には、事前に事業計画を説明していただきたい。

8. 関係する地元区へは事前に事業説明を行っていただきたい。

9. 上記以外に、町道並びに法定外公共物に関して問題が生じた場合は、建設課と協議を行い対応すること。

10. 和歌山県が管理する道路並びに水路等において問題が生じた場合は、県担当部局と協議のうえ適切な対応をして頂きたい。

【林業振興課】

1. 風力発電施設の設置及び関係する道路整備に伴う土地の改変による土砂流出の可能性が考えられるため、下方森林への環境影響、尾根部の改変による環境影響について調査・検討及び評価を行うこと。